

リウマチ財団登録理学・作業療法士に関するQ&A

令和4年3月

公益財団法人日本リウマチ財団
リウマチ専門職委員会

問1 リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士になるための資格要件は何が必要ですか。

(答え) 令和5年4月30日まで適用されている経過措置期間の資格要件は、次の通りです。

- ① 理学療法士、又は作業療法士国家資格取得者
- ② 理学療法士、又は作業療法士国家資格取得後、3年以上の実務経験
※令和元年11月、リウマチ財団登録理学・作業療法士規則が一部改定されましたので、ご注意ください。
- ③ 直近の5年間で通算1年以上のリウマチ性疾患リハビリテーション業務の従事歴
- ④ リウマチ性疾患のリハビリテーション10例*の指導患者名簿、5例*の指導記録
- ⑤ 直近5年間に当財団主催・認定教育研修会3回以上参加実績

※④: 問3「リウマチ性疾患一覧表」を対象としますが、その中に「関節リウマチ」患者を含むことが望ましい。

問2 経過措置期間終了(令和5年5月1日)以降の資格要件を教えてください。

(答え) 経過措置終了後は、リウマチ財団登録理学・作業療法士規則第3条に定めた通りです。

- ① 理学療法士、又は作業療法士国家資格取得者
- ② 理学療法士、又は作業療法士国家資格取得後、3年以上の実務経験
- ③ 直近の5年間で通算1年以上のリウマチ性疾患リハビリテーション業務の従事歴
- ④ リウマチ性疾患のリハビリテーション10例*の指導患者名簿と5例*の指導記録
- ⑤ 直近5年間に当財団主催・認定教育研修会20単位以上取得実績

※④: 問3「リウマチ性疾患一覧表」を対象としますが、その中に「関節リウマチ」患者を含むことが望ましい。

問3 リウマチ性疾患の範囲を教えてください。

(答え) 別紙「リウマチ性疾患一覧表(2019/12/15追加)」の通りです。

問4 「慢性関節リウマチ」という診断名はありますか。

(答え) 日本リウマチ学会等の意見を踏まえて、2006年から「関節リウマチ」として関係法令が改正されております。

問5 資格要件にある教育研修会はどのようなものがありますか。

(答え) 次の通りです。

①当財団が主催する教育研修会

②当財団が認定した教育研修会

③以下の学術団体が主催した研修会

日本リウマチ学会、日本臨床リウマチ学会、日本整形外科学会、日本理学療法士学会関連分科会、
日本作業療法士学会関連分科会、日本リハビリテーション医学会

※①、②: 財団ホームページ「日本リウマチ財団研修会」及び「単位認定教育研修会」のお知らせを参照

問6 リウマチ財団登録理学・作業療法士になるとどのようなメリットがありますか。

(答え) 次のメリットがあります。

①財団主催教育研修会受講料割引

②財団主催、認定教育研修会の案内

③定期刊行物日本リウマチ財団ニュース閲覧

④リウマチ財団登録理学・作業療法士登録証の施設内掲示

⑤各種専門職(医師、看護師、薬剤師、理学・作業療法士)との交流

⑥当財団ホームページの専門職リスト*掲載(都道府県別施設名・氏名・職種等)*承諾された方のみ

問7 提出する書類はどのようなものがありますか。

(答え) 令和5年4月30日まで適用されている経過措置期間の場合は、次の通りです。

①日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士登録申請書(本人及び推薦者の捺印必要)

②履歴書(写真を添付、捺印必要)

③理学療法士または作業療法士免許証の写し(A4版)

④リウマチ性疾患のリハビリテーション業務従事歴

⑤リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿10例

⑥リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録5例(上記名簿より)

⑦リウマチ性疾患教育研修会受講記録(経過措置期間用)

⑧上記教育研修会の受講証明書

⑨審査料の「振込受領証」コピー(原本不可)

※⑤、⑥: 問3の「リウマチ性疾患一覧表」を対象としますが、その中に「関節リウマチ」患者を含むことが望ましい。

問8 提出する部数は何部になりますか。

(答え) 原本1部とコピー1部の計2部を提出して下さい。

*①から⑦について、原本を各1部とその写し各1部をそれぞれ①から⑦の順に並べて、合計2部提出。

*⑤⑥の指導記録は、クリップやホチキスは使用しない。

*⑧「受講証明書」は、原本のみ1部の提出で可。

※提出用書類のチェックリストをご活用下さい。

問9 経過措置とはどのような内容ですか。

(答え) 経過措置は、制度新設時における新規申請者のみに適用される制度です。期間は平成31年2月1日から令和5年4月30日までとなっており、その期間中の新規申請であれば、教育研修単位20単位以上取得に代わり教育研修会への3回の参加実績により充てることが出来ます。

問10 同一施設の理学療法士や作業療法士が登録申請する場合、指導患者名の重複は認められますか。

(答え) 病院・診療所等の患者数、登録申請者の勤務形態等の事情で、指導患者名が重複することは致し方ありませんが、登録申請者個々人の知識、経験により、作成されるリウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿・リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録であることから、内容が重複することはありません。

問11 更新申請時に、リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿・リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録は、新規申請時と同じ症例で問題ありませんか。

(答え) 5年間指導患者が同じ場合には致し方ありません。5年間、全く指導患者の異動がないとは考えられませんので、時代を反映した新たな知見をもとに、新・旧が混在したリウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿・リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録の作成を期待します。同一の患者であっても、治療やリハビリテーションの内容等が5年前と同一とは考えられません。

問12 リウマチ財団登録理学・作業療法士規則第3条第4項に定めている財団が主催、単位認定する研修会等以外の研修会等について具体的に説明して下さい。

(答え) 日本リウマチ学会、日本臨床リウマチ学会、日本整形外科学会、日本理学療法士学会関連分科会、日本作業療法士学会関連分科会、日本リハビリテーション医学会の学術団体が主催した研修会の何れかに参加した場合に限り、新規申請時(※経過措置終了後)は5単位、更新申請時は3単位を単位として認められます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみしか認められません。単位発行のお手続きについては、財団事務局までご連絡下さい。新規申請時(経過措置適用中)の場合は、単位ではなく受講証明書により1回の参加実績となります。

問13 リウマチ性疾患のリハビリテーション業務従事歴は、複数の医療機関等で認められますか。

(答え) 複数の医療機関等であっても通算して認められます。ただし、登録日(毎年度5月1日)前、5年間におけるリウマチ性疾患のリハビリテーションの従事期間が数か月単位で通算して12か月(計1年間)以上なければなりません。

問14 教育研修会等において発表した場合、発表者はリウマチ財団登録理学・作業療法士規則第3条第1項第4号に定める教育研修単位と同条同項第7号の発表にかかる単位充当を重複して取得することができますか。

(答え) 複数の演題がある場合には、リウマチ財団登録理学・作業療法士規則第3条第1項第4号と同条同項第7号の別々に取得することができます。また発表演題が複数ある場合の発表単位はその分を取得することができます。(例:発表演題が3回あるとすれば、発表単位は3倍使える扱いとなります。)ただし、抄録やプログラムに自身の名前が掲載されていることが条件となります。

問15 リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿・リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録は、患者の個人情報漏洩が懸念されるため病院管理者から難色を示されております。

(答え) 施設名や性別、年代については引き続き記載をお願いしますが、令和4年度より様式を一部改定しました。詳しくは、記載例を参考にして下さい。また、書類審査において照会することがありますので、照会に対応できるよう配慮して下さい。

問16

リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録ですが、リハビリテーション区分にある「その他」とは何が対象となるのでしょうか。

(答え)対象症例で介護保険による入所・通所・訪問リハビリなどの場合に記入して下さい。

問17

リウマチ性疾患のリハビリに関わる治験(医療機器臨床試験を含む)等に参加した場合、単位充当が認められますか。

(答え)新規申請時は10単位、更新申請時は6単位として認められます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみしか認められません。経過措置期間中は参加実績の1回に充てることが出来ます。治験等責任(分担)者が署名した治験等業務従事証明書の提出が必要です。

問18

災害時リウマチ患者支援事業に従事した場合、単位充当が認められますか。

(答え)大規模災害発生時にリウマチ性疾患患者のリハビリ指導に従事した場合(実地訓練を含む)は、新規申請時は5単位、更新申請時は3単位として認められます。ただし、新規・更新申請時にそれぞれ1回のみしか認められません。経過措置期間中は参加実績の1回に充てることが出来ます。従事証明者が署名した災害時リウマチ患者支援事業(実施訓練)従事証明書の提出が必要です。

問19

リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿・リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録では対象が「リウマチ性疾患」とされておりますが、関節リウマチに限定されないのでしょうか？

(答え)対象疾患は問3の通りです。リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿・リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録には関節リウマチ症例が含まれることが望ましいとしていますが、含まれていなくても問題はありません。

問20

申請書等の記載事項を間違えたときに修正液を使ってもよいでしょうか。

(答え)修正液の使用は不適切です。訂正部分に二重線を引き、元の記載が見えるようにして修正印を押印して下さい。申請書は、財団ホームページからダウンロードすることが出来ますので、訂正等が容易なワードによる作成をお勧めします。

問21

申請書等の記載において枠をはみ出す場合、別紙に記載してもかまいませんか。

(答え)公正かつ適正な審査を効率的に行うため、所定の様式の改変は認められません。申請者の判断で別紙への記載や枠を広げることは不可といたしますので、申請書用紙の枠内に収まるようご対応下さい。

問22

申請書等の様式を自分で作成してもかまいませんか。

(答え)所定の用紙以外は不可です。財団ホームページからダウンロードされるか、財団事務局にご連絡をいただくか等により、所定の様式を入手してご利用下さい。

問23 リウマチ専門職として、リウマチ財団登録理学・作業療法士以外にも制度はありますか。

(答え)リウマチのチーム医療に関わる職種について、順次制度創設を行った来たところですが、現在、リウマチ財団登録理学・作業療法士以外に、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師、リウマチ財団登録薬剤師制度があります。詳しくは、「パンフレット(リウマチ専門職制度のご案内)」をご覧ください。

問24 リウマチ財団登録理学・作業療法士登録申請後、資格取得見込証明書を発行出来ないでしょうか。

(答え)資格取得見込証明書の発行は出来ません。理由があり要望される場合、当財団がリウマチ財団登録理学・作業療法士登録申請書を受理した旨証明することは可能です。

問25 リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿・リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録には、関節リウマチ症例を含むことが望ましいと定められていますが、その中に悪性関節リウマチは含まれますか。

(答え)悪性関節リウマチは「関節リウマチ」と別病名ですが、関節リウマチの中の一つの病型(タイプ)ですので、関節リウマチ症例に含めることができます。

問26 新規・更新登録申請時期はいつになりますか。

(答え)新規・更新ともに、毎年2月1日から4月30日(消印有効)になります。更新対象者には、毎年11月中旬ごろにお葉書にてその旨をお知らせします。なお、申請書一式(原本1部・コピー1部)はできる限り到達の確認が可能な書留やレターパック等で送付して下さい。

問27 更新の期間は何年ごとになりますか。

(答え)5年毎の更新制です。

問28 リウマチ財団登録医等による推薦書は、勤務施設の医師ではないといけないのでしょうか。また、取得ができない場合はどのようにすればよろしいですか。

(答え)他院でも、リウマチ財団登録医もしくは日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の資格を有する医師であれば構いません。また、推薦を得ることが難しい場合には理由書をご提出下さい。総合的に判断させていただきます。

問29 申請書を提出する際に注意することを教えて下さい。

(答え)リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録は、リウマチ性疾患のリハビリテーション指導患者名簿の中から選択して作成して下さい。その際、申請者の判断で様式を改変することは認めておりません。申請書用紙の枠内に収まるようご対応下さい。また、リウマチ性疾患のリハビリテーション指導記録において合併症や既往歴の空欄が目立ちます。ない場合には「無し」と記載するようして下さい。

問30

申請書において、氏名・所属医療機関等名を財団ホームページ等による公開について諾否を求めています。これはどのように使用されるのでしょうか。

(答え)患者さん、ご家族などが受診医療機関の検索に活用されることを目的に、財団ホームページに「登録医・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士の所属する医療施設」を掲載しています。リウマチ専門医療従事者勤務医療機関と氏名・職種などの公表により、社会への認知とアピールになり、受診する医療機関の検索等の際にリウマチ専門職種がいる施設であるアピールにもなります。

問31

申請にかかる費用を教えてください。

(答え)新規申請時には審査料1万円を、更新申請時には登録更新料1万円をそれぞれ納付して下さい。新規申請者には、合格後に登録料5千円が必要となります。

問32

申請書を提出してから「合否」までには、どれくらい時間がかかりますか。

(答え)リウマチ専門職委員会による審査並びに合否判定後、登録承認となるため、合否の通知は7月下旬ごろを予定しています。

問33

更新申請時の症例にも、新規申請時同様に訪問リハビリテーション、介護保険施設等も対象となりますか。

(答え)対象となります。